本庄西地域包括支援センター本庄市社会福祉協議会

西包括だより

第60号

令和３年９月発行

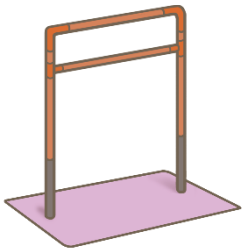
〒367-0052 本庄市銀座 1-1-1 本庄市市民活動交流センターはにぽんプラザ２階
電話　0495-22-7088　　FAX　0495-21-5516
業務時間　８：30～17：15　土日祝日年末年始（12/29～1/3）除く　時間外受付：080-4380-7614
担当地区：本庄西地域（千代田・若泉・中央・銀座・小島南・小島・万年寺・下野堂・（照若町）・都島・山王堂・沼和田・杉山・新井・三友）

介護保険　～生活環境を整えるサービス～

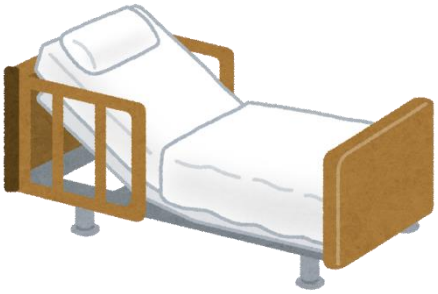
◎福祉用具貸与　　ケアプランが必要です

日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与が受けられます。月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の１割～３割を自己負担します。担当ケアマネジャーに相談してください。

要支援１・２　　要介護 1～5 の認定の方
〇手すり(工事をともなわないもの)　〇スロープ(工事をともなわないもの)
〇歩行器　〇歩行補助杖



要介護２以上の認定の方
〇特殊寝台　〇特殊寝台付属品　〇床ずれ防止用具
〇車いす　〇車いす付属品　〇移動用リフト
〇体位変換器　〇認知症老人徘徊感知機器



要介護４以上の認定の方
〇自動排泄処理装置

◎特定福祉用具購入　　申請が必要です

入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入したとき、購入費が支給されます。年間(毎年４月１日から１年間)１０万円が上限で、その１割～３割が自己負担です。

指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんので、担当ケアマネジャー、地域包括支援センター、本庄市介護保険課に相談ください。

対象となる福祉用具
〇腰掛便座　〇入浴補助用具　〇自動排泄処理装置の交換可能部品
〇簡易浴槽　〇移動用リフトのつり具の部分



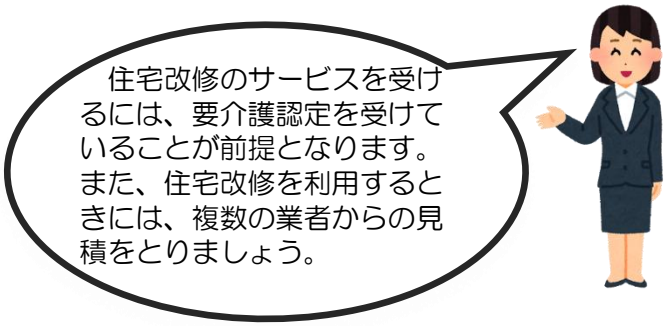
◎住宅改修　事前と事後に申請が必要です

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした時、住宅改修費が支給されます。工事前に、保険給付の対象となるかどうかを、担当ケアマネジャー、地域包括支援センター、本庄市介護保険課のいずれかに相談下さい。支給限度額は、２０万円まで(原則１回限り)で、その１割～３割が自己負担です。

※１回の改修で２０万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。

※引っ越しをした場合や要介護度が著しく高くなった場合、再度支給を受けられることもあります。

改修対象となる工事
〇手すりの取り付け　　〇段差の解消
〇滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
〇開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去
〇和式から洋式便座への取り替えなど
※上記の改修に伴って必要となる改修も対象となります



介護者教室のご案内　「アンガーマネジメント講座」～怒りと上手に付き合うコツ～

日　　時　　９月２９日(水)　１４時～１５時３０分
会　　場　　はにぽんプラザ　１階　多目的ホール
参加対象　　市内在住の高齢者を介護されている方、在宅介護に携っている方や在宅介護に関心のある方　２０名(先着順)
参 加 費　　無料
申　　込　　本庄西包括社協　電話 22-7088　　※９月１日(水)～電話または直接受付

花の名前　漢字クイズ

「金木犀」

ヒント：強い香りや印象的な一面に咲かせる花は１ｃｍにも満たない小さくてつつましい様子にちなんで花言葉をつけられました。

花言葉「謙虚」「気高い人」

★９月の予定★

日時・会場	行事
９／１７（金） １３：３０～１５：００ はにぽんプラザ２階 活動室Ａ・Ｂ	**地域ケア個別会議** 自立支援と重症化予防を視点として、高齢者の方への支援を関係者や専門職で検討します。
９／２７（月） １３：３０～１５：３０ はにぽんプラザ２階 活動室Ｄ・Ｅ	**オレンジカフェ・認知症個別相談会** 誰でも気軽に立ち寄ることができます。お茶を飲みながら、息抜きしませんか。専門職が認知症についての個別相談にも応じます。

答え　きんもくせい